

亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和元年5月7日

1. 目的

この要領は、亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書のとおり
(受託者の提案内容により、契約時において一部変更する場合がある。)
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月25日（木）まで
- (4) 予算額 16,390,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）
(令和2年度までの継続事業とし、令和元年度の委託料上限額は8,195,000円とする。)

3. 担当部署

亀山市総合政策部財務課契約管財グループ
〒519-0195
三重県亀山市本丸町577番地
電話 0595-84-5025
ファクシミリ 0595-82-9955
電子メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (3) 亀山市契約規則第2条第5項の入札参加資格者名簿の取扱い業務に「建築関係コンサルタント」の記載がされていること。
- (4) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の

申立てがなされている場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生
手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争
入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経
営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と
密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去10年間（平成21年4月1日から平成31年3月31日まで）に国、地方公共団体等
（国及び地方公共団体が関係する独立行政法人等を含む。）の庁舎（学校、幼稚園、保育園、
病院、駐車場棟、清掃施設、下水道処理場、観光施設、文化施設及びスポーツ施設等を除く。）
の整備（延床面積5,000㎡以上）に係る基本計画（業務や計画の名称に関係なく、本市の
新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書に係る内容を含むものであれば可能とする。）の
策定に関する業務実績を有していること。
- (9) 参加表明書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3月以上の雇用関係が
あり、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する技術者を配
置できること。

5. 亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間 令和元年5月10日（金）から同年6月20日（木）まで（日曜日及び土曜
日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 3の担当部署とする。
- (3) 交付方法 直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。
- (4) 交付書類 ①亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
②亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書

6. 質問の受付及び回答

本要領等の内容に質問がある場合は、質問書（様式6）を提出すること。ただし、評価及び
審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期間 令和元年5月10日（金）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を
除く）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所 3の担当部署とする。
- (3) 提出方法 質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は
電子メール（着信を確認すること）で提出
※口頭での質問は受け付けない。

- (4) 回 答 受付後速やかに質問回答書として取りまとめ、亀山市ホームページに順次掲載する。

7. 参加意思表明書等の提出

本プロポーザル参加希望者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①プロポーザル参加意思表明書（様式1）
②業務実績調書（様式2）
③過去に作成した新庁舎整備基本計画の完成版
④会社概要（様式3）及び会社パンフレット
⑤配置予定技術者調書（様式4）
⑥納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの）の写し
- (2) 提出部数 原本1部、副本7部
- (3) 提出期間 令和元年5月10日（金）から同月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 3の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

8. 企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法等

本プロポーザルに参加意思表明した者で企画提案書等を提出しようとする者（以下「企画提案者」という）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 ①企画提案書（様式5及び任意様式）
②業務工程表（任意様式）
③見積書及び内訳書（任意様式）
- (2) 提出部数 原本1部、副本7部
- (3) 提出期間 令和元年5月27日（月）から同年6月20日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出場所 3の担当部署とする。
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

9. 企画提案内容

企画提案者は、亀山市新庁舎整備基本計画策定支援業務委託仕様書に基づき、次の内容を提案することとする。

なお、企画提案書の作成に当たり、亀山市新庁舎建設基本構想、第2次亀山市総合計画、亀山市都市マスタープラン、亀山市公共施設等総合管理計画等を参考にすることは、亀山市ホームページを参照すること。

(1) 計画策定の実施方針

- ・本業務に対する支援の体制、会議等での合意形成の手法等、業務遂行における実施方針について記載すること。

(2) 新庁舎の建設候補地の評価及び選定の整理方法

- ・亀山市新庁舎建設基本構想の「V. 新庁舎建設候補地の条件」を基に整理方法を提案すること。

(3) 市民意見の集約方法等

- ・ワークショップの開催時期、想定されるテーマ、会議の進め方など、運営方法を提案すること。なお、仕様書ではワークショップ形式を想定しているが、市民意見の集約にあたり、企画提案者が考える手法があれば変更して提案することもできる。

10. 企画提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

(1) 提案は、1社につき1企画案とする。

(2) 提案書は、10ページ以内（表紙を除く。）とする。

(3) 提出書類のサイズは、A4版を原則とする。

(4) 提案にあたり、概念図や出典の明示できる図表や既往成果を用いることは支障ないが、本提案のためのパース図や詳細図面を用いることは認めない。

(5) 資料の差替えや追加資料の提出は、認めない。

(6) 業務工程表については、市担当者との打合せの時期を含むこと。

(7) 見積書に記載する額は、消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額とする。契約となった場合は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

(8) 内訳書には、年度ごとに係る経費の内訳を記載するものとする。ただし、令和元年度の委託料上限額は8,195,000円とする。

11. 受託候補者の選定等

(1) 評価の方法

本業務の受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、企画提案者が企画提案書の内容について説明（プレゼンテーション）を行い、選定委員会委員（以下「委員」という。）が評価する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 評価基準

評価は、委員が次表の審査項目及び評価基準に基づき、実績や業務執行体制、提案内容、プレゼンテーション及び見積価格について評価し、最も合計点の高い企画提案書を選定する。なお、同点の参加者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。

審査項目	評価基準	配点
1. 計画策定の実施方針	・計画策定の支援体制は適切か。 ・会議等での合意形成手法が明確に示されているか。	10
	・実施方針が仕様書の内容及び新庁舎建設基本構想の基本理念・基本方針等に合致しているか。	10
2. 新庁舎の建設候補地の評価及び選定の整理方法	・提案の内容が建設予定地の決定の判断材料となる整理方法であるか。	20
3. 市民意見の集約方法等	・ワークショップ等の開催時期は適切か。 ・想定されるテーマは適切か。 ・会議の進め方に工夫はあるか。	10
4. 全体スケジュール	・全体を通して計画的なスケジュールであるか。	10
5. 配置予定技術者	・過去に庁舎整備に関する基本構想、基本計画又は基本設計の実績はあるか。 ・新庁舎建設基本構想の基本理念・基本方針等を理解しているか。 ・説明は明確で分かりやすいか。	20
6. 経費見積	・見積額は、提案内容に比して適切なものか。	20
合計		100

(3) プレゼンテーション

- ①日時（予定） 令和元年6月27日（木）（時間は後日連絡する）
- ②場所（予定） 亀山市役所本庁舎又は西庁舎（三重県亀山市本丸町577番地）
- ③内容 提案説明（1業者）20分以内、質疑10分程度
プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、プロポーザル参加者が準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。
- ④出席者 1社につき4人以内とし、本業務を担当する技術者は必ず出席し、説明を行うこと。

(4) 選定結果の通知

- ①選定結果は、選定後にプロポーザル参加者全員に通知する。
- ②審査の結果、選定しなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日を除く。）に書面により、亀山市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

- ③非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により通知するものとする。

12. 選定までのスケジュール

令和元年5月10日（金）	公告・募集開始
令和元年5月17日（金）午後5時15分まで	質問書受付期限
令和元年5月24日（金）午後5時15分まで	参加表明書提出期限
令和元年6月20日（木）午後5時15分まで	企画提案書提出期限
令和元年6月27日（木）予定	プレゼンテーション
令和元年7月1日（月）予定	結果通知
令和元年7月5日（金）予定	契約締結

13. 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された見積書が委託料上限額を超過している場合
- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

14. その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。
- (5) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。

- (8) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (10) 本業務の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加意思表明書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (12) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (13) 本業務の受託者となった場合でも、今後予定している新庁舎整備に関する設計業務の入札等への参加を制限することはない。